

## 令和8年度授業料免除〈大学独自の免除〉について（在学生）

### 【東日本大震災（原発事故含む）および激甚災害において被災された方対象《災害特別枠》】

本学では、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故ならびに平成23年度以降において豪雨災害等の激甚災害で被災された方の修学機会を引き続き確保するため、下記のとおり経済支援を実施しますのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 免除対象者

被災学生のうち、次に掲げる経済的困難を抱える学生を対象とします。ただし、国の修学支援制度の申請者で「全額支援」（第I区分、多子世帯）となる者は対象外となりますので、災害特別枠に申請することはできません。

（全額支援以外の方は、本学の免除制度に申請することが可能です。）

- （1）東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者の家屋が全壊・大規模半壊・半壊の罹災と認定された方
- （2）東日本大震災において指定された災害救助法適用地域で被災された方、または平成23年度以降に「激甚災害」に指定された災害により被災された方で、主たる家計支持者が死亡または行方不明となった方
- （3）東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて設定された「警戒区域」、「計画的避難区域」、「緊急時避難準備区域」、「特定避難勧奨地点」に平成23年3月11日時点で主たる家計支持者が居住していた方で、これに伴い避難を余儀なくされた方

##### 2. 免除額

予算の範囲内で、家計評価等による選考のうえ、授業料の全部または一部を免除します。

〈問い合わせ先〉

福島大学 学生支援課 生活支援係

024-548-8060